環水大大発第111208001号
平成２３年１２月８日

一般社団法人日本旅行業協会会長　殿

環境省水・大気環境局大気環境課長

東日本大震災の被災地へのボランティアツアー企画における啓発のお願い

日ごろ、大気汚染防止対策の推進に御協力をいただき感謝申し上げます。

また、貴協会会員において東日本大震災の被災地へのボランティアツアーを企画されていることに敬意を表します。

さて、平成23年３月11日に発生した東日本大震災により、広範囲にわたる地域で甚大な被害が発生し、アスベストを始めとする粉じんの飛散が懸念されています。

環境省においては、ボランティア等に対する石綿ばく露防止対策について、平成23年４月28日付け環水大大第110428003号「東日本大震災の被災地において活動するボランティア等に対する防じんマスクの着用の周知徹底等について」（別紙１）等で通知したほか、被災自治体に対し、無償で防じんマスクを配布する等の対応を行ってきたところです。

しかしながら、ボランティア参加者の一部で防じんマスクを着用していないとの指摘があることから、さらなる防じんマスクの着用の周知徹底を図る必要があります。

つきましては、貴協会の会員に対し、当該ボランティアツアーの企画にあたり、下記事項についてボランティア参加者に啓発していただきますよう御理解・御協力をお願いします。

記

１．ボランティア参加者に対し、防じんマスク等の装備を持参の上、被災地に入るよう注意喚起すること。

２．別紙２のチラシ等を配布する等により、防じんマスクの正しい着用方法を周知すること（次のURLを参照願います。）。
http://www.env.go.jp/jishin/attach/asbestos_mask-set_v2.pdf

（留意事項）

厚生労働省から、現在、被災地において呼吸用保護具として暫定的に使用が認められている、諸外国の一定の規格に適合している防じんマスク（国家検定に合格していないもの）について、平成24年４月１日から、譲渡、貸与、使用等を行わないよう通知されておりますので御理解願います。（別紙３）。

別紙１

環水大大発第 110428003 号
平 成 23 年 4 月 28 日

都道府県
各　　　　　大気環境担当部（局）長　殿
政令市

環境省水・大気環境局大気環境課長

東日本大震災の被災地において活動するボランティア等
に対する防じんマスク着用の周知徹底等について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により広範囲にわたる地域で甚大な被害が発生し、多くの建築物等が損壊するとともに、膨大な量の災害廃棄物が発生したところであり、今後の災害復旧工事における建築物等の解体・改修工事やがれきの処理に伴い、アスベストを始めとする粉じんの飛散が懸念されています。

平成 23 年 4 月 27 日に公表したアスベスト大気濃度調査に係る予備調査の結果（別添１）においては、アスベスト濃度は通常の一般大気環境とほぼ変わらなかったことから、アスベストはそれほど飛散していないと考えられます。しかし、他と比較して総繊維数濃度が高い測定地点もあったことから、一般粉じんが相当程度飛散している場所もあると考えられます。アスベスト以外の一般粉じんでも健康に影響を及ぼす可能性があり、今後、被災地が乾燥していくことやがれき処理及び建築物等の解体作業が本格的に始まること等も考慮すると、防じんマスクの着用の徹底が必要です。

環境省においては、平成 23 年 4 月 5 日付け環水大大発第 110405001 号「東日本大震災の被災地におけるアスベストに関する正しい知識の普及啓発と使い捨て式マスクの無償配布について」により、アスベスト対策に関する正しい知識の被災した住民等への普及啓発の促進についてお願いしておりました。しかし、全国からボランティアが被災地に入り、ボランティア活動が活発になっている状況から、アスベストを始めとする粉じんのばく露が懸念されます。

このため、ボランティア等へのアスベストを始めとする粉じんのばく露防止とボランティア等が有する不安への対応のより一層の徹底を図るため、下記のご対応をお願いします。

記

１．ボランティア等に対する防じんマスク着用の周知徹底について

（１）被災した地方公共団体にご対応願いたい事項

環境省においては、環境省ホームページのトップの「東日本大震災への対応につい

て」のページ内で、アスベスト対策に関する情報提供[※1]を行っていますので、ボランティア等に紹介するなど、積極的に活用して下さい。

また、貴自治体のボランティア担当の内部部局だけでなく、管下市町村のボランティアの受入窓口等に対して本通知の内容についての情報提供を行うとともに、適宜その内容を印刷した上で配布・掲示する、あるいは、貴自治体及び管下市町村で運営しているツイッター等の民間ソーシャルメディアを活用するなど、あらゆる手段を活用して周知徹底に努めて下さい。

※１　該当ＵＲＬ：
http://www.env.go.jp/jishin/index.html#asbestos

（２）被災した地方公共団体以外の地方公共団体にご対応願いたい事項

全国から多数のボランティアが被災地に入り、活動を行っていますが、ボランティアが防じんマスク等を持参しないまま活動を行う可能性もあります。

そのため、貴自治体におかれましては、被災地に入る予定のボランティアに対し、防じんマスク等の装備を持参の上、被災地に入るように注意喚起をお願いします。

２．防じんマスクの正しい着用方法の周知徹底について

防じんマスクは正しく着用しないと十分な性能を発揮しないことが知られております。そのため、防じんマスクの取扱説明書に従い、正しく着用するよう周知徹底をお願いします。また、環境省では、防じんマスクの正しい着用について解説したチラシ（別添２）をホームページ上で掲載[※2]しておりますので、１．に準じたご対応をお願いします。

なお、（社）日本保安用品協会では、防じんマスクの正しい着用方法について指導を行う保護具アドバイザーの派遣等も行っているとのことですので、必要に応じて活用して下さい。

※２　該当ＵＲＬ：
http://www.env.go.jp/jishin/attach/asbestos_mask-set.pdf

粉じんのばく露を防ぐために

別紙2

正しく防じんマスクを装着しましょう

適切な性能を有する防じんマスクを使いましょう

　以下のいずれか一つ以上の合格・認定を受けた防じんマスクを使いましょう。

- 厚生労働大臣の型式検定
  例：DS2マスク　等
- NIOSH規格
  例：N95マスク　等
- 欧州規格（EN149）
  例：FFP2マスク　等

間違った防じんマスクのつけ方に注意しましょう

（使い捨て式防じんマスクについて「悪い例」の紹介）

しめひもが片側はずれている

マスクが上下逆さま

しめひもが首元で2本がけになっている

しめひもを加工して耳かけ式にしている

防じんマスクをつけた時の注意点について

しっかりと顔に密着させましょう

〇マスクの変形・破損が無いことを確認した上で取扱い説明書に従って装着を行う。
〇しめひも調節が行えるものは、必ず適切な長さに調節する

顔に密着しているか確認しましょう

〇取扱説明書に従って使用のたびに必ず顔に密着しているか確認しましょう。
〇もし、漏れ込みが感じられた場合は
①マスクの位置を調節する
②しめひもの長さを調節する　等
を行って再度確認してください

※注意事項
・防じんマスクの規格は性能に応じた種類がありますので作業内容に応じた防じんマスクを選択して下さい。
・酸素濃度18%未満の作業環境では絶対に使用しないで下さい。
・使用中にマスクが損傷したり、呼吸が苦しくなったり等の場合には速やかに安全な場所に移動してください

資料出典：（社）日本保安用品協会
日本呼吸用保護具工業会
スリーエムヘルスケア（株）

マスクのつけ方（N９５の例）

1) カップ型

① マスクの鼻あてを指のほうにして、ゴムバンドが下にたれるように、カップ状に持ちます。

② 鼻あてを上にしてマスクがあごを包むようにかぶせます。

③ 上側のゴムバンドを頭頂部近くにかけます。

④ 下側のゴムバンドを首の後ろにかけます。

⑤ 両手で鼻あてを押さえながら、指先で押さえつけるようにして鼻あてを鼻の形に合わせます。

⑥ 両手でマスク全体をおおい、息を強く出し空気が漏れていないかユーザーシールチェックを行います。

職業感染制御研究会（JRGOICP）

マスクのつけ方（N９５の例）

2) 3つ折
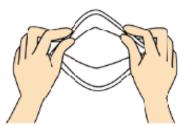
① マスクの上下を確認し、広げます。ノーズワイヤにゆるやかなカーブをつけます。

② 鼻とあごを覆います

③ マスクを押さえながら上ゴムバンドを頭頂部へ、下ゴムバンドを首まわりにつけます。

④ マスクを上下に広げ、鼻とあごを確実に覆います。

⑤ 両手の指で鼻あてが鼻に密着するように軽く押します。

⑥ 両手でマスクを覆い、空気漏れをチェックして密着のよい位置にマスクを合わせます。

職業感染制御研究会（JRGOICP）

マスクのつけ方（Ｎ９５の例）

3) くちばし型

① マスクを上下に下げ、ノーズワイヤーにゆるいカーブをつけます。

② マスクを上に掲げ、ゴムバンドをたらします。
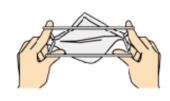
③ 人差し指と親指で2本のゴムバンドを分けます。

④ゴムバンドを指で把持しながら、顎の下にマスクを当てます。

⑤ ゴムバンドを引き上げ、頭頂部と首の後ろにバンドをかけます。

⑥ ２本のゴムの角度は90度になるようにします。

⑦ ノーズワイヤを指で押し当て、鼻の形に合わせる。

⑧ ユーザーシールチェックを行い、フィットを確認します。

職業感染制御研究会（JRGOICP）

別紙3

基発１１２４第３号
平成２３年１１月２４日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（　公　印　省　略　）

東日本大震災の復旧工事において使用する
呼吸用保護具の取扱いに関する特例の廃止について

東日本大震災の被災地においては、がれきの処理の急増に伴い、防じんマスク等の呼吸用保護具の需要が急速に高まる中、国家検定合格品である防じんマスク（以下「検定合格防じんマスク」という。）の生産及び供給の体制が不安定なために、復旧工事を行う事業者が所定の要件を具備した呼吸用保護具について必要な数量を確保できない事態が生じていた。

このため、労働者が有効な呼吸用保護具を着用しないまま、がれき処理等の復旧工事において石綿にばく露することがないよう、平成 23 年 4 月 11 日付け基発 0411 第 2 号「東日本大震災の復旧工事において使用する呼吸用保護具の取扱いに関する特例について」（以下「呼吸用保護具の特例通達」という。）に基づき、国家検定に合格していないものの、諸外国の一定の規格に適合している防じんマスク（以下「未検定マスク」という。）については、検定合格防じんマスクの供給量が十分に確保されるまでの間、建物の損壊等の被害が甚大な地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県）における屋外で行われるがれき処理の作業場について、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 44 条の呼吸用保護具として使用することを認めてきたところである。

今般、検定合格防じんマスクの生産及び供給の体制の回復に伴い、被災地において検定合格防じんマスクが安定的に入手できる状況が確認されたことから、平成 24 年 3 月 31 日をもって、呼吸用保護具の特例通達を廃止することとしたので、貴職においては、事業者、販売者等に対し、平成 24 年 4 月 1 日以降は、未検定マスクの譲渡、貸与、使用等を行わないよう周知徹底されたい。

なお、別添のとおり関係団体の長あて通知していることを申し添える。

別添

基発１１２４第２号
平成２３年１１月２４日

別記団体の長　殿

厚生労働省労働基準局長

東日本大震災の復旧工事において使用する
呼吸用保護具の取扱いに関する特例の廃止について

東日本大震災の復旧工事における労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

東日本大震災の被災地においては、がれきの処理の急増に伴い、防じんマスク等の呼吸用保護具の需要が急速に高まる中、国家検定合格品である防じんマスク（以下「検定合格防じんマスク」という。）の生産及び供給の体制が不安定なために、復旧工事を行う事業者が所定の要件を具備した呼吸用保護具について必要な数量を確保できない事態が生じていました。

このため、労働者が有効な呼吸用保護具を着用しないまま、がれき処理等の復旧工事において石綿にばく露することがないよう、平成 23 年 4 月 11 日付け基発 0411 第 1 号「東日本大震災の復旧工事において使用する呼吸用保護具の取扱いに関する特例について」（以下「呼吸用保護具の特例通達」という。）によりお示ししたように、国家検定に合格していないものの、諸外国の一定の規格に適合している防じんマスク（以下「未検定マスク」という。）については検定合格防じんマスクの供給量が十分に確保されるまでの間、建物の損壊等の被害が甚大な一部地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県）における屋外で行われるがれき処理の作業場について、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 44 条の呼吸用保護具として使用することを認めてきたところです。

今般、検定合格防じんマスクの生産及び供給の体制の回復に伴い、被災地において検定合格防じんマスクが安定的に入手できる状況が確認されたことから、平成 24 年 3 月 31 日をもって、呼吸用保護具の特例通達を廃止することといたしました。

ついては、平成 24 年 4 月 1 日以降は、未検定マスクの譲渡、貸与、使用等を行わないよう、貴会会員に対する周知について御協力をお願いいたします。

（別記団体）

中央労働災害防止協会

建設業労働災害防止協会

社団法人　全国建設業協会

社団法人　日本建設業連合会

社団法人　建設産業専門団体連合会

社団法人　日本作業環境測定協会

社団法人　日本労働安全衛生コンサルタント会

公益社団法人　日本保安用品協会

社団法人　全国都市清掃会議

一般社団法人　日本環境衛生施設工業会

公益社団法人　全国産業廃棄物連合会

一般社団法人　全国清掃事業連合会

日本環境保全協会

全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会

全国環境整備事業協同組合連合会

日本廃棄物リサイクル事業協同組合